

1. 議事日程

〔平成29年第4回安芸高田市議会12月定例会第15日目〕

平成29年12月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第68号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第73号 土地改良事業計画概要について
日程第4 発議第5号 核兵器禁止条約に署名・調印し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について
日程第5 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

15番	金行哲昭	16番	青原敏治
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治

教 育 次 長	土 井 実 貴 男	消 防 長	山 平 修
会 計 管 理 者	兼 村 恵	八 千 代 支 所 長	佐 々 木 早 百 合
美 土 里 支 所 長	毛 利 幹 夫	高 宮 支 所 長	中 谷 文 彦
甲 田 支 所 長	小 玉 勝	向 原 支 所 長	新 谷 憲 三 司
総 務 課 長	高 藤 誠	財 政 課 長	河 本 圭
政 策 企 画 課 長	行 森 俊 荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	大 田 雄 司	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、塚本議員から、今定例会の一般質問に対する発言の中で訂正の申し出がありましたので、これを許可します。  
14番 塚本近君。
- 塚本議員 先ほど議長のほうから許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。  
先日の一般質問におきまして、私、振興会に対する市の財政支援を質問いたしました。私の発言は、特色あるまちづくり支援に対する補助金が減額されている実態があり、これは行政改革の一環として、毎月300万ずつ5年間減らすという計画の中でされておりますと発言をいたしました。正しくは、5年間で300万を減らす計画でありますので、発言の訂正をよろしく願いをいたします。  
以上です。
- 先川議長 次に、永井教育長より、今定例会の一般質問における宍戸議員の質問に対する答弁の中で、訂正の申し出がありましたので、これを許可します。  
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 先日、12月11日に開催をされました定例会5日目の一般質問の中で、宍戸議員の教育指導体制に関する質問の答弁におきまして、週80時間を超えた場合には、校長が面談し、必要な指導やアドバイスを行っている旨、答弁をいたしました。週80時間は、月80時間の誤りでございました。改めておわびを申し上げ、訂正をさせていただきますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
- 先川議長 以上で、発言の訂正を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、12月18日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告をいたします。  
追加案件となる発議第5号の取り扱いについて、協議を行い、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 先川議長 以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において15番  
金行哲昭君、及び16番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第68号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

○先川議長 日程第2、議案第68号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長か
ら審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 それでは、平成29年12月7日付で、本委員会に付託されました議案に
ついて、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案について、12月15日に総務企画常任委員会を開き、
市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を
行いました。

議案第68号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例」は、国の人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業に
ついて、2歳に達する日まで育児休業を取得できることとし、その要件
を追加するとともに、職員の育児休業等に関しての特別な事情として、
保育所等に入所できない場合を追加するため、条例の一部を改正するも
のであります。

審査の中で委員より、「この条例改正により、1歳6カ月から2歳に延
長された場合、市職員で該当するのは何人程度か。」との質疑があり、
執行部より、「現在、一般職非常勤職員の該当はなく、今後、国の制度
等が変わり長期的な雇用や一般職の非常勤職員があった場合に備え、改
正している。」と答弁がありました。また、委員より、「勤務形態が変
わり、子育てをされる方などの雇用環境が整うことは非常にいいことと
思う。定住を推進している限り、このことを前面に出して、定住につな
げるように考慮していただきたいと思う。」との意見があり、執行部よ
り、「条例改正のPRは、定住につながる要因の一つになると思われる。
国に準じて改正することは、市内の民間企業を含め、雇用環境の改善を
率先する力になると考えられるので、該当がなくても条例を改正するこ
とは大事なことと思う。」と答弁がありました。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべ
きであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はあ
りませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第68号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第73号 土地改良事業計画概要について

○先川議長 日程第3、議案第73号「土地改良事業計画概要について」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 おはようございます。

12月7日付で委員会に付託されました、議案の審査経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案について、12月19日に産業建設常任委員会を開き、審査を行いました。

議案第73号「土地改良事業計画概要について」は、農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善等を総合的に実施して、生産性の高い条件に整備することを目的に、地域農業の再編と農業経営の安定を図るものであります。

本案は、甲田町下小原吉田口地区の7.7ヘクタールの耕地を、平成29年度から33年度の5年間で事業実施年度として、総事業費1億6,000万円、農家戸数22戸、農家人口29人を予定している土地改良事業計画概要を定めるものであります。

審査の過程において、委員より、「地下排水の新しい仕組みで、名称はフォアスというものが県内で始まっており、水田から畑作に転換するときに非常に有利であるが、本事業において取り組む考えはないか。」との質疑があり、執行部より、「フォアスについては、畑作の用排水が一度にできるシステムで、国費の事業においては一般的な暗渠排水を予定しているが、必要であれば単県事業を充てるなど、事業完了後、検討していきたい。」と答弁がありました。

また、委員より、「投資が1億6,000万円で効果額約1,150万円出ているが、どのくらい農家所得に還元されるのか。また、効率はよくなっているが、費用対効果がもっと出てこないかと農家所得向上につながっているか。」との質疑があり、執行部より、「効果額は、農家所得に還元されるものと考えています。また、効率はよくなっているが、費用対効果は、農家所得向上につながっていると考えています。」と答弁がありました。

かないが、どのように考えているのか。」と質疑があり、執行部より、「所得額としては、水稻については約70万円程度減額であるが、高収益作物ということでキャベツ、白ネギ等が増額収益の360万円程度を見込み、年間所得の増加額をこの7.7ヘクタールの地域の中で、約290万円と試算をしている。その他、省力化や機械の節減効果、維持管理費の節減効果を含めて計算すると、費用対効果として約2億800万円の経済効果が生まれるという試算となっている。」と答弁がありました。

以上、議案を審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

- 先川議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第73号「土地改良事業計画概要について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第5号 核兵器禁止条約に署名・調印し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について

- 先川議長 日程第4、発議第5号「核兵器禁止条約に署名・調印し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

- 宍戸総務企画常任委員長 発議第5号「核兵器禁止条約に署名・調印し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について」提案理由を説明いたします。

本定例会、会期中の総務企画常任委員会における陳情の審査案件でありました本件について、12月15日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。

ことし7月7日、国連において、核兵器を法的に禁止し、違法化とする核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。このことは、被爆者の強い願いであった核兵器廃絶へ向けた大きな前進です。

条文には、長年核兵器廃絶のための運動を続けられた被爆者の方々へ最大の敬意を表し、「ヒバクシャ」の文言が2カ所も入れられており、

本当に歴史的な条約であると評価できます。私たちは、この条約を歓迎し、一日も早く発効するよう期待しているところです。

しかしながら、唯一の戦争被爆国である日本政府は、この条約を話し合う二度の会議に参加せず、世界中が失望いたしました。

日本政府が被爆者と多くの市民の願いである核兵器廃絶に向けて、この核兵器禁止条約に署名・調印するとともに、核兵器廃絶へ強いリーダーシップをとっていただくことを求め、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆さんの御理解をいただきますようお願いし、提案の理由といたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

- 先川議長 会議を再開いたします。
宋戸邦夫君。

- 宋戸^{総務企画}常任委員長 意見書(案)の一部訂正をお願いいたします。

意見書(案)の文章の下から5行目、「また、広島・長崎「平和記念式典」に参列した安部総理大臣」とありますのを、安倍のべが部になっておりますので、にんべんの倍に直して、安倍総理大臣と訂正をしていただきたいと思います。訂正いたします。

以上です。

- 先川議長 ただいま宋戸議員から訂正の発言がありました。
この件に関して、御異議ありませんか。

(異議なし)

- 先川議長 御異議なしと認めて、引き続き続けます。
以上で、発言の訂正と発言の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第5号「核兵器禁止条約に署名・調印し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先 川 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査の件について

○先 川 議 長 日程第5「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員